

令和3年松前町条例第1号

松前町事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月29日

松前町長 岡本 靖

松前町事務分掌条例の一部を改正する条例

松前町事務分掌条例（平成20年松前町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部及び局の設置)</p> <p>第2条 町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び局を置く。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 出納局</u></p> <p>(部及び局の分掌事務)</p> <p>第3条 <u>部及び局</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア～ク 省略</p> <p>ケ _____ 姉妹都市交流に関すること。</p> <p>コ 防災<u>及び危機管理</u>に関すること。</p> <p>サ <u>交通安全対策</u>に関すること。</p> <p>シ 省略</p> <p>ス 省略</p> <p>セ 省略</p> <p>ソ 省略</p>	<p>(部_____の設置)</p> <p>第2条 町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部_____を置く。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(部_____の分掌事務)</p> <p>第3条 部_____の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア～ク 省略</p> <p>ケ <u>国際交流及び姉妹都市交流</u>に関すること。</p> <p>コ 防災_____に関すること。</p> <p>サ 省略</p> <p>シ 省略</p> <p>ス 省略</p> <p>セ 省略</p>

タ 省略

チ 他の部及び局の主管に属さないこと。

(2) 保健福祉部

ア 省略

イ コミュニティ \_\_\_\_\_ 及び住民生活に関すること。

ウ～シ 省略

(3) 産業建設部

ア～オ 省略

カ 国際交流に関すること。

キ 省略

ク 省略

ケ 省略

コ 省略

サ 省略

シ 省略

ス 省略

セ 省略

(4) 出納局

ア 入札に関すること。

イ 契約に関すること。

ウ その他所管に関すること。

ソ 入札及び契約に関すること。

タ 省略

チ 他の部 \_\_\_\_\_ の主管に属さないこと。

(2) 保健福祉部

ア 省略

イ コミュニティ、交通安全対策及び住民生活に関すること。

ウ～シ 省略

(3) 産業建設部

ア～オ 省略

カ 省略

キ 省略

ク 省略

ケ 省略

コ 省略

サ 省略

シ 省略

ス 省略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。